

平成 30 年 4 月 1 日

鳥栖地区小中学校 P T A 連合会 児童生徒の携帯電話等の利用に関する指針

鳥栖地区小中学校 P T A 連合会
鳥 栖 市 教 育 委 員 会
基 山 町 教 育 委 員 会

携帯電話やスマートフォン等を所持する児童生徒数は増加の一途をたどり、それに伴い、ネットトラブルやスマホ依存症等のさまざまな問題が起こっています。

これらが、いじめや学力低下の要因となり得る事や、犯罪に巻き込まれるケースも報告されており、今後もさらに深刻な問題になっていくことが懸念されます。この問題は私たちが住む鳥栖、基山地区においても例外的なことではありません。

学校では「校内への持ち込み禁止」等のルール作りをする一方で、教職員向けの「有害情報に関する研修」児童生徒に対する「情報モラル教育の推進」等を行い、指導が行われており、この様なことを鑑みると、保護者としても「持たせる」「持たせない」の議論をする段階より、更に踏み込んだ対応をする時期になっています。

子育ての最たる責任者は私たち保護者です。児童生徒の健全育成のためには、私たち保護者も学校と連携し、携帯電話やスマートフォン等の利用実態に関して現状を理解するとともに、正しい知識を身につけた上で、保護者監督のもと所持させることが必要だと考えます。

以上の事を踏まえ、鳥栖地区小中学校 P T A 連合会として、携帯電話やスマートフォン等の取り扱いに関して、取り組むべき内容について提言いたします。

携帯、スマホ取扱い5カ条



- 1 保護者はトラブル防止についての第一義的な責任があることを認識すること。
- 2 保護者は所持させる前に「必要」「不要」を十分に検討すること。
- 3 保護者は家庭内でのルールをつくり、それを徹底させること。
- 4 保護者は機能に関する知識の習得に努め、機器本体は保護者の管理下におくこと。
- 5 保護者はトラブルが発生したときに相談できる機関を確認しておくこと。

携帯電話やスマートフォンは誰が買い与え、持たせているのか。

また、その所有者は誰であるのか。

持たせる前、持たせた後の親、保護者としての覚悟が必要です。